

見舞金請求時にご準備していただく必要書類等

見舞金の種類 必要書類等	地震 (火災)	地震 (損壊)	風水害等 (大規模災害時)	風水害等 (大規模災害以外)	火災等 (火災)	火災等 (水漏れ)	火災等 (自動車の飛び込み)	火災等死傷 (死亡)	火災等死傷 (負傷)
罹災証明書 (コピー可・区役所等)		○	○						
罹災証明書 (コピー可・消防署)	○				○				
被害箇所の見積書 (コピー可・業者)			○ 罹災証明書の被害程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」の場合のみ	○	○	○	○		
被害箇所の写真 (業者、組合員等)			○ 罹災証明書の被害程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」の場合のみ	○	○	○	○		
交通事故届出受理番号 (書類不要・警察署で確認)							○		
診断書等 1 週間以上の入院が 確認できるもの									○
死亡診断書等死亡が確認できるもの								○	
条 件		被害程度 「半壊」 以上	損害額20万円以上	損害額20万円以上	・ 付属建物、工作物、自動車等の被害 ・ 損害額20万円以上	・ 第三者から損害賠償を受けた ・ 損害額20万円以上	・ 付属建物、工作物、自動車等の被害 ・ 第三者から損害賠償を受けた ・ 損害額20万円以上		

<注意> 必要により上記の他に書類等を求める場合があります。